

**「1日あたりのキャッシュカード出金限度額」の引下げおよび
「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」の変更について**

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、日頃から関係機関や岐阜県警と連携し、昨今の二セ電話による還付金詐欺被害、キャッシュカードを騙し取る等の被害防止活動を行っております。

こうした被害からお客様の大切なご預金をお守りするため、岐阜県警からの要請等も踏まえ下記のとおり「1日あたりのキャッシュカード出金限度額」の引下げおよび「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」の変更を実施させていただきます。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引下げ

(1) 変更内容

変更前	変更後
100万円	50万円

- ・個人、個人事業主の方が対象となります。
- ・1日あたりの出金限度額は「現金出金+振替+振込+デビット」の合計額となります。
- ・お届けにより個別に出金限度額を変更されているお客様は対象外となります。
- ・70歳以上で出金限度額が10万円に制限されているお客様は対象外となります。
- ・生体情報をご登録されているキャッシュカードにより生体認証機能ATMをご利用される場合は対象外となります。

(2) 変更日

令和3年11月14日(日)

2. キャッシュカードによる振込制限の対象年齢変更

(ATMでのキャッシュカードによる振込限度額「0円」)

(1) 変更内容

変更前	変更後
70歳以上で、1年以上ATMでキャッシュカードによる振込のご利用がないお客様	65歳以上で、1年以上ATMでキャッシュカードによる振込のご利用がないお客様

(2) 変更日

令和3年11月22日(月)

3. 限度額の引き上げ、ATM振込の限度額変更をご希望のお客様へ

キャッシュカードの出金限度額の引き上げ、ATMでの振込みの限度額変更をご希望されるお客様は、キャッシュカード(または通帳)、顔写真付きの本人確認資料をご持参いただき、営業時間内にて窓口へお申し出ください。

以上